

### 第3章 環境要素の項目の選定等

#### 1 環境影響要因の抽出

本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、対象事業の種類は「川崎市環境影響評価に関する条例」（平成11年12月、市条例第48号）に基づき「高層建築物の新設（第1種行為）」及び「大規模建築物の新設（第2種行為）」となる。

環境影響要因は供用時を対象とし、対象事業の事業特性から事業実施による環境影響が想定される行為を抽出した。

なお、「川崎市環境影響評価等技術指針」（平成28年1月改訂、川崎市）によると、環境配慮計画書における環境影響要因の抽出は供用時を基本とするとされており、また、本事業は市街地で実施される一般的なオフィスビルの建設工事であることから、工事中は対象としなかった。

環境影響要因の抽出結果は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因の抽出	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		高層建築物の存在
	施設の供用	施設の供用

また、本事業では抽出した環境影響要因のほかに、「施設関連車両の走行」及び「冷暖房施設等の設置」による環境影響が想定されるが、施設関連車両の台数及び走行経路は現況と比較して大きな変更はないことや、既存類似施設（オフィスビル）の状況を踏まえると計画地周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすような冷暖房施設等の設置はないと考えられることから、環境配慮計画書では環境影響要因として抽出しなかった。

なお、環境配慮計画書で抽出しなかった工事中及び供用時の環境影響要因についても、今後の事業の進捗等に合わせて「条例環境影響評価方法書」及び「条例環境影響評価準備書」等で環境影響要因として抽出し、予測及び評価を行う。

## 2 環境要素の項目の選定

抽出した環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている環境要素の項目の中から、調査、予測及び評価を行う項目を選定した。

本事業の環境影響要因と環境要素の項目の関連は表3-2に、環境要素の項目の選定等の理由は表3-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、選定した環境要素の項目のうち、事業特性及び地域特性を踏まえて重要と考える項目を重点項目として選定した。

表3-2 環境影響要因と環境要素の項目の関連

環境要素の項目		環境影響要因	供用時		
			施設の存在		施設の供用
			緑の回復育成	高層建築物の存在	施設の供用
大気	大気質				
悪臭	悪臭				
水	水質（水質汚濁）				
	底質				
水辺	水辺				
水循環	水量・涵養				
土	土壌（土壌汚染）				
	地盤				
	地形・地質				
化学物質	化学物質				
騒音・振動	騒音				
	振動				
建造物影響	電波		○		
	ビル風		◎		
	日照		○		
	光害				
緑	樹林地				
	農地				
	緑化地	○			
	公園緑地				
	その他の緑地				
生物	植物				
	動物				
都市アメニティ	都市景観		◎		
	利用者に優しい公共施設			○	
	歴史的文化的遺産				
	オープンスペース				
	レクリエーション施設				
都市気温	都市排熱				
地球環境	温暖化				
	オゾン層破壊				
	酸性雨				
	森林				
エネルギー	エネルギー				
資源・廃棄物	資源・廃棄物				

注) ◎：重点項目として選定する項目 ○：一般項目として選定する項目

表3-3(1) 環境要素の項目の選定等の理由

環境要素の項目		項目の選定	選定理由または選定しない理由
大気	大気質	—	供用時には、著しい大気汚染物質を発生させるような施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置はないことから、環境要素の項目（以下「項目」という。）として選定しない。
悪臭	悪臭	—	供用時には、著しい悪臭を発生させるような施設は設置しないことから、項目として選定しない。
水	水質（水質汚濁）	—	供用時には、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
	底質	—	供用時には、排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
水辺	水辺	—	供用時には、排水を公共下水道に放流する計画であり、計画地周辺の水辺に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
水循環	水量・涵養	—	供用時には、雨水排水を計画地内に設置する雨水貯留槽に一旦貯留し、流量調整を行い、公共下水道に放流する計画であり、水循環に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
土	土壌（土壌汚染）	—	供用時には、新本庁舎及び広場として利用され、土壌汚染の要因となる物質の取り扱いはないことから、項目として選定しない。 なお、資料等調査によると、既存の本庁舎では過去にガソリントタンク、廃棄物焼却炉及び変圧器等のPCBを含有する機器が設置されていたことが判明しており、ベンゼン、鉛、ダイオキシン、PCBによる土壌汚染のおそれがあるため、着工に先立ち、「土壌汚染対策法」並びに「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく諸届出、手続を実施する。
	地盤	—	供用時には、地盤に影響を及ぼす地下水の揚水は行わないことから、項目として選定しない。
	地形・地質	—	本事業では地形・地質に影響を及ぼす造成等による斜面の形成はないことから、項目として選定しない。
化学物質	化学物質	—	供用時には、有害な化学物質の取り扱いはないことから、項目として選定しない。
騒音・振動	騒音	—	供用時には、著しい騒音を発生させるような施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置はないことから、項目として選定しない。
	振動	—	供用時には、著しい振動を発生させるような施設関連車両の走行はないことから、項目として選定しない。
建造物影響	電波	○	供用時には、計画建築物の出現によりテレビ電波の受信状況の変化が考えられることから、項目として選定する。
	ビル風	◎	供用時には、計画建築物の出現により風環境の状況の変化が考えられることから、項目として選定する。 新本庁舎の最高高さは地上約116m以下を計画しており、既存の本庁舎（地上約36m）と比較して高層になる。一般的には、建物が高層化すると地上付近の風速が増加する傾向にある。そのため、出来るだけ早期段階で対象計画案に環境上の配慮を組み込むことが重要であることから、重点項目とする。
	日照	○	計画地及びその周辺は広範囲において商業地域に指定されており、日影規制の対象外となっているが、供用時には、計画建築物の出現により日影の状況の変化が考えられることから、項目として選定する。
	光害	—	供用時には、計画地周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすような夜間照明は使用しないことから、項目として選定しない。

注) ◎：重点項目として選定する項目 ○：一般項目として選定する項目 —：選定しない項目

表3-3(2) 環境要素の項目の選定等の理由

環境要素の項目		項目の選定	選定理由または選定しない理由
緑	樹林地	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺の樹林地に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
	農地	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺の農地に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
	緑化地	○	本事業では、敷地外周、屋上及び第2庁舎跡地の広場に適切な緑化を図る計画であり、緑の回復育成を行うことから、項目として選定する。
	公園緑地	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺の公園緑地に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
	その他の緑地	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺の「その他の緑地」に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
生物	植物	—	計画地は本庁舎及び第2庁舎として利用されており、注目される種、群落、生息地は確認されていないことから、項目として選定しない。
	動物	—	計画地は本庁舎及び第2庁舎として利用されており、注目される種、生息地は確認されていないことから、項目として選定しない。
都市 アメニティ	都市景観	◎	供用時には、計画建築物の出現により地域景観及び圧迫感の変化が考えられることから、項目として選定する。 新本庁舎の最高高さは地上約116m以下を計画しており、既存の本庁舎（地上約36m）と比較して高層になることから、計画地近傍における日常的な景観の変化が大きく、遠方からも計画建築物が視認できるようになることから重点項目とする。なお、既存の本庁舎は、創建当時の姿を復刻した低層棟として新築復元する。
	利用者に優しい 公共施設	○	供用時には、新本庁舎の利用者に対し、誰もが利用しやすい環境の整備等の配慮が必要となることから、項目として選定する。
	歴史的文化的遺産	—	計画地には指定史跡・指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、項目として選定しない。 なお、現在の本庁舎は文化財の指定は受けておらず、法的な制限はないが、近代化遺産としての一定の価値があると考えられることから外観の一部を低層棟として新築復元することとし、これについては都市景観の項目の中で評価することとする。
	オープンスペース	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺のオープンスペースに影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
	レクリエーション 施設	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺のレクリエーション施設までの利用経路に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。

注) ◎：重点項目として選定する項目 ○：一般項目として選定する項目 —：選定しない項目

表3-3(3) 環境要素の項目の選定等の理由

環境要素の項目		項目の選定	選定理由または選定しない理由
都市気温	都市排熱	—	本事業ではエネルギー効率の優れた設備機器の採用による人工排熱の低減、敷地外周及び低層棟屋上の緑化による地表面被覆の改善等により、都市排熱の抑制に努めることから、項目として選定しない。
地球環境	温暖化	—	計画建築物は川崎市建物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入に努める計画である。また、太陽光による発電設備を導入するなど、再生可能エネルギーを活用することで、温室効果ガスの排出抑制に努めることから、項目として選定しない。
	オゾン層破壊	—	供用時には、オゾン層破壊物質の取り扱いはないことから、項目として選定しない。
	酸性雨	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、酸性雨の原因物質である窒素酸化物等を著しく発生させる要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
	森林	—	本事業は既存の本庁舎及び第2庁舎の敷地において新本庁舎及び広場を整備するものであり、計画地周辺の森林に影響を及ぼす要因はないと考えられることから、項目として選定しない。
エネルギー	エネルギー	—	計画建築物は川崎市建物環境配慮制度（CASBEE 川崎）の最高ランクであるS評価の取得をめざし、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入に努める計画である。また、太陽光による発電設備を導入するなど、再生可能エネルギーを活用することで、エネルギー使用の削減に努めることから、項目として選定しない。
資源・廃棄物	資源・廃棄物	—	本事業では事業系一般廃棄物（紙類、厨芥類等）の分別に努め、許可を受けた一般廃棄物処理業者等に委託し、適正に処理が行われることから、項目として選定しない。

注) ◎：重点項目として選定する項目 ○：一般項目として選定する項目 —：選定しない項目

